



◆よくあるお問合せ

No.	質 問	回 答
1	申請時に、医療機関から出される受診等証明書は提出しなくても良いのですか。	証明書の提出の必要はありません。 医師が不妊治療として必要と認めた治療であり、保険適用外のものであれば、領収書・明細書の提出で申請ができます。なお、領収書・明細書で不明な内容がある場合には、医療機関に問合せをさせていただくことがあります。
2	助成の回数制限はありますか。	1 夫婦につき、年度に 1 回の助成となりますが、保険適用の回数制限のように、1 子どもの通算回数等の上限はありません。
3	保険適用外で受けた男性不妊治療は、申請の対象になりますか。	男性不妊治療も対象になります。
4	保険適用の治療と保険適用外の治療のどちらも受けたことがある場合は、申請できますか。	保険適用外の治療や検査を受けた際の領収書があれば、助成対象となります。
5	領収書の金額が 3 万円に満たない金額ですが、助成金額は変わりますか。	領収書の金額に関わらず、一律 3 万円の助成となります。
6	夫の住所は古河市、妻の住所は他市町村にあります。妻が保険適用外の治療を受けた場合、助成対象になりますか。	夫婦のいずれかが、不妊治療の日から遡って 1 年以上市内に住所を有していれば、助成対象になります。
7	不妊治療期間が 4 月 1 日～7 月 31 日でした。妻が、期間内の 6 月 1 日に 43 歳の誕生日を迎えました。この場合、保険適用外の検査を受けたら、助成対象となりますか。	4 月 1 日から 5 月 31 日の間（妻が 43 歳未満）に受けた保険適用外の治療・検査の領収書・明細書があれば、申請できます。

◆不妊に関する専門相談窓口「茨城県不妊専門相談センター」のご案内

不妊治療専門の産婦人科・泌尿器科医師、カウンセラー、助産師が無料相談を行っています。

●個別面接（予約制）

電話 029-241-1130（月～金曜日 午前 9 時～午後 3 時）

●電話相談（予約不要）

電話 080-1044-4064（第 4 木曜日 午後 1 時～午後 4 時）

●メール相談申込みフォーム <https://www.ibaog.jp/funin/>

★ホームページはこちらから

